

# 特別支援教育への取組をサポートする 教員の学び方ガイド

「教員の学び方ガイド」は、特別支援教育に関する研修内容を体系的に整理した「特別支援教育教員専門性向上コアカリキュラム」（令和8年3月）を、校内で活用していただくために、分かりやすくまとめたものです。

特別支援教育に取り組む教員の、日常的な「学びの入り口」としてご活用ください。



令和 8 (2026) 年 3 月

山口県教育委員会

# 特別支援教育の学び方：ガイドの活用

## 【学び方はいろいろ!】

### オンデマンド研修



### 校内研修



### センター的機能の活用



### 校外研修への参加

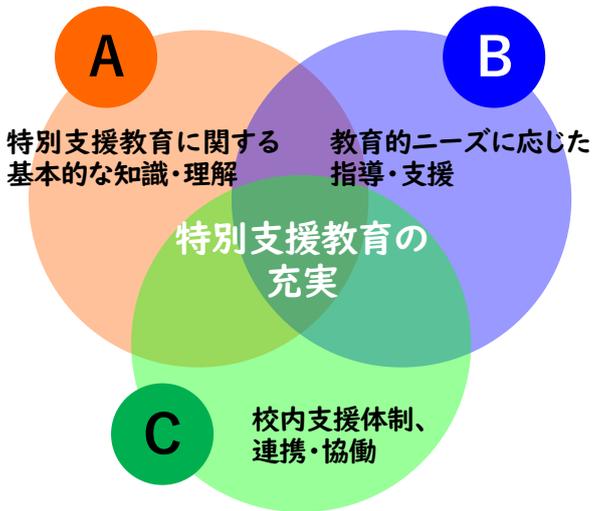


子どもが困っていることに  
気が付いたときには



## 「学び方ガイド」の見方

特別支援教育の充実につながる内容を、3つの観点(A・B・C)に分けて示しています。



3つの観点で研修を積み重ね、教員一人ひとりが、より専門性を高めていくことで、特別支援教育の更なる充実につながります。

観点別に、また、それぞれの観点に関連付けながら学んでいきましょう。

## A 特別支援教育に関する基本的な知識・理解

めざす目標	「山口県教員育成指標（教諭）」（令和5年3月）より ステップ 障害等に 生徒の気持 解し、適切	「めざす目標」（山口県教員育成指標） 研修によりめざすべき教員の姿
学びの内容	○ 特別支援教育を取り巻く状況 ○ 障害の特性の理解と対応 ○ 合理的配慮の提供	「学びの内容」 自分の学びたいことを確認
学びのキーワード	◆ インクルーシブ教育システム ◇ 同じ場で共に学ぶことを追求 ◇ 個別の教育的ニーズのある 生徒に対して、自立と社会参 えて、その時点で教育的ニ 的確に応える指導を提供 ◆ 「社会モデル」と「医学モデル」 ◆ 氷山モデル ◆ 「障害を理由とする差別の解消	「学びのキーワード」 「学びの内容」に関連する キーワード いくつかは、コラムで分かり やすく解説
学びのつながり	特別支援教育研修パッケージ2 ②共生社会の実現に向けた インクルーシブ教育システムの 構築 【令和5年 管理職のための特別支援教 コンテンツ ②障害の捉え方の変化 【令和7年 子どもの心に目を向ける 行動支援 ―ASD 指導事 【令和4 学校における「合理的配慮」 ～ともに「学び、ともに「輝く」～ 【令和2年3月】	「学びのつながり」 「学びの内容」に関連する、学びの つながりとなる県教委発行のテキ スト等 二次元コードから、資料掲載の WEB ページにリンク
校内での学び方(例)	○ 特別支援教育を取り巻く状況 をみましょう。 ○ 「社会モデル」の観点から ついて、校内でできること ○ 子どもの行動の「背景」に 一人一台端末のアクセシビ 授業での活用場面について	「校内での学び方(例)」 「どのような場面で」、「ど のような方法で」学ぶかを、具 体的に提示

◆ 「特別支援教育教員専門性向上コアカリキュラム」（県教委 令和8年3月）と関連付けて活用することで、より充実した研修を行うことができます。

# A 特別支援教育に関する基本的な知識・理解

「山口県教員育成指標（教諭）」（令和5年3月）より

めざす  
目標

ステージ1「実践」	ステージ2「協働」	ステージ3「リーダーシップ」
障害等により困難を示す児童生徒の気持ちや、その背景を理解し、適切に対応している。	児童生徒の障害者理解を深める指導や交流及び共同学習の内容・方法の改善に努めている。	児童生徒の障害者理解を促進するための実践を蓄積し、校内への普及・継承を進めている。

学びの  
内容

- 特別支援教育を取り巻く状況
- 障害の特性の理解と対応
- 合理的配慮の提供

学びの  
キーワード

## ◆ インクルーシブ教育システム

- ◇ 全ての子どもたちが、障害の有無に関わらず同じ場で共に学ぶことを追求
- ◇ 個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供



- ◆ 「医学モデル」と「社会モデル」
- ◆ 「冰山モデル」
- ◆ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

学びの  
てがかり

特別支援教育研修パッケージ2 ②共生社会の実現に向けた インクルーシブ教育システムの 構築 [令和5年4月]		インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の提供等、特別支援教育の動向を学ぶことのできる動画資料です。(約37分)	
管理職のための特別支援教育研修 コンテンツ ②障害の捉え方の変化 [令和7年3月]		「医学モデル」から「社会モデル」へ、障害の捉え方の変化と、それぞれの考え方をもとにした指導・支援について解説しています。(約18分)	
子どもの心に目を向けるポジティブ 行動支援 —ASD 指導事例集— [令和4年3月]		自閉症の特性や基本的な対応について理解したり、指導方針検討のヒントを得たりすることができます。指導・支援の評価・改善の参考としてください。	
学校における「合理的配慮」の提供 ～ともに「学び」、ともに「輝く」～ [令和2年3月]		合理的配慮の具体例や、合理的配慮提供の検討の際のチェックリストを掲載しています。合理的配慮とは何かについて理解を深めることができます。	

校内での  
学び方  
(例)

- 特別支援教育を取り巻く状況について、学校や地域の現状や課題を、校内で話題にしてみましょう。
- 「社会モデル」の観点から子どもの障害による困難さを軽減するための環境調整について、校内でできることを検討してみましょう。
- 子どもの行動の「背景」について考え、支援について校内で話し合ってみましょう。
- 1人1台タブレット端末のアクセシビリティ機能（音声入力機能や読み上げ機能等）を体験し、授業での活用場面について話し合ってみましょう。

# B 教育的ニーズに応じた指導・支援

「山口県教員育成指標（教諭）」（令和5年3月）より

ステージ1「実践」	ステージ2「協働」	ステージ3「リーダーシップ」
障害等による困難に応じた多様な学習指導、学級経営の方法を知っている、又は活用している。	特別支援教育の視点を取り入れ、自分の学習指導、学級経営、生徒指導の幅を広げている。	特別支援教育の視点を踏まえた学習指導・学級経営・生徒指導の実践を蓄積し、校内への普及・継承を進めている。

めざす  
目標

学びの  
内容

- 通常の学級における支援① ～多様性を尊重した学級経営～
- 通常の学級における支援② ～分かりやすい授業づくり～
- 特別支援学級
- 通級による指導

学びの  
キーワード

### ◆ ポジティブ行動支援

「子どものポジティブな(望ましい)行動を  
ポジティブな方法で育てる」

「促す・教える・価値付ける」

### ◆ ユニバーサルデザインを意識した一斉指導 の工夫



「やまぐち版スクールワイドPBS実践ガイド」  
(R6.8 山口大学 宮木秀雄准教授作成)より

学びの  
てがかり

通常の学級における特別支援教育の充実のために ～「個別的な支援」と「集団への指導」による取組～ [令和4年3月]		「教室環境」「学級経営」「授業づくり」「全校体制」の大切なポイントをチェックシートで確認し、指導・支援に生かすことができます。	
通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの進め方 [令和3年3月]		学習指導案作成のポイントや授業づくりの進め方を分かりやすく解説。一斉指導の工夫や個別的な支援の例を、写真を用いて示しています。	
よりよい「交流及び共同学習」を進めるために ～共に生きる社会をめざして～ [平成28年3月]		交流及び共同学習の意義や進め方を示しています。学校間交流や地域交流など、様々な実践例を学ぶことができます。	
通級指導担当者ガイドブック [平成30年3月]		「基礎理論編」と「実践事例編」に分けて、通級による指導の開始・終了の手続きから、実際の指導までを学ぶことができます。	

校内での  
学び方  
(例)

- 子どもの望ましい行動を紹介し合い、取組を教員間で共有してみましよう。
- 学びやすい教室環境となる工夫や、授業での学びやすさにつながるポイントを紹介し合ってみましよう。
- 授業交換やチームティーチングにより、特別支援学級での指導や通級による指導に参画してみましよう。
- 子どもの様子について、通級による指導担当者と通常の学級担任で情報交換し、効果的な支援について話し合ってみましよう。

# C 校内支援体制、連携・協働

「山口県教員育成指標（教諭）」（令和5年3月）より

## めざす目標

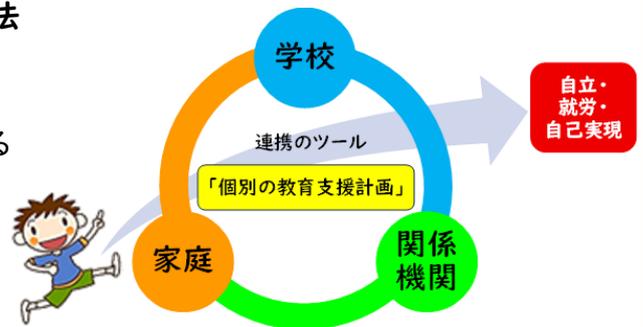
ステージ1「実践」	ステージ2「協働」	ステージ3「リーダーシップ」
校内支援体制における取組の仕組みや個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成について理解し、参画している。	個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、他の教職員や校内コーディネーター、家庭、関係機関と連携して支援している。	個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用、校内委員会や事例検討会の充実等に向け、中心的役割を果たしている。

## 学びの内容

- 校内支援体制による取組① ～管理職の役割～
- 校内支援体制による取組② ～校内コーディネーターの役割～
- 本人・保護者との協働
- 関係機関との連携
- 個別の教育支援計画等を活用した切れ目ない支援

## 学びのキーワード

- ◆ 特別支援教育の視点を取り入れた学校経営
- ◆ 児童の権利に関する条約、こども基本法
- ◆ 個別の教育支援計画  
作成することが目的ではなく、どう活用するかが大切！  
◇家庭や関係機関との情報共有、連携・協働  
◇進路先への支援の引継ぎ



## 学びのてがかり

管理職のための特別支援教育研修コンテンツ ①特別支援教育の視点を取り入れた学校経営 [令和7年3月]		「山口県教員育成指標」校長・副校長に示される「特別支援教育を柱の1つとした学校経営」とは何か、事例を紹介しながら説明しています。 (約14分)
特別支援教育校内コーディネーターガイドブック [平成27年3月]		校内委員会や事例検討会の開催、保護者相談のポイントや関係機関との連携など、校内コーディネーターの役割等を具体的に示しています。 
個別の教育支援計画 Q&A 及び記入例 第3版 [令和3年3月]		個別の教育支援計画の作成、個別の教育支援計画を活用した引継ぎや合理的配慮の提供について、Q&A形式で学ぶことができます。様式や記入例も示しています。

## 校内での学び方(例)

- 授業や学校生活の中で教育的な支援を必要とする子どもに気付いたら、  
・校内コーディネーターに、必要な支援の方法を相談してみましょう。  
・必要に応じて、校内委員会でセンター的機能や相談機関の活用について検討してみましょう。
- 送迎の時間を利用して、放課後等デイサービス事業所職員と子どもの様子について情報交換してみましょう。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・評価について、校内コーディネーター、通級による指導担当者、教科担任等と話し合ってみましょう。

# 子どもの思いを大切にしましょう

「すべてのこどもは年齢や発達に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれらにとって最もよいことが優先して考えられること」とされています。

パンフレット「こども基本法とは？」（こども家庭庁）より

子どもの学習や学校生活における困難さに対してどのような支援が必要か、進学時の学校や学び方の選択、校内での学びの場を検討するときなどには、必ず子ども本人及び保護者の意見を聞き、その意見を最大限尊重しましょう。

## 【こども基本法】（令和5年4月施行）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

### 第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

関連する法律等 児童の権利に関する条約 第12条（意見を表明する権利）  
障害者基本法 第16条（教育）



詳しく知りたい方は

こどもまんなか

こども家庭庁



# 全ての子どもが「わかる」「できる」授業づくりを考えましょう

特別支援教育の視点を取り入れて、特別な支援を必要とする児童生徒も含めた、全ての児童生徒が「わかる」「できる」を実感できる授業の実践につなげましょう。

## 【通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの進め方】

「特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり」とは

### A ユニバーサルデザインを意識した一斉指導の工夫

#### 全体への手立て【第1層支援】

例 学習の見通しのもてる板書  
ICT機器の活用 等

### B 学習上の困難さに応じた個別的な支援

#### 個への手立て【第2層支援】

例 個別の手順プリントの準備  
困難さに応じたICT機器の活用  
（タブレット端末の読み上げ機能や  
音声入力機能の活用 等）

【第3層支援】  
障害の特性に応じた  
特定の児童生徒への  
手立て

B【第2層支援】  
「全体への手立て」だけでは  
授業参加や学習理解が難しい  
児童生徒への手立て

※個別的な支援を必要とする  
全ての児童生徒が対象

A【第1層支援】  
誰もが授業参加できる  
ような手立て

個に応じた  
特別の指導・支援  
（個への手立て）

個別的な支援  
（全体への手立て  
・個への手立て）

ユニバーサルデザインを意識した  
一斉指導の工夫  
（全体への手立て）

を具体化し、授業づくりにおける  
「計画 → 実践 → 評価 → 改善」  
のサイクルを通して進めるものです。

通常の学級における3層支援の構造

# 子どもの見方をかえてみましょう

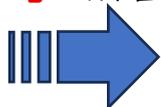
## 「医学モデル」から「社会モデル」へ

障害の捉え方は、国や文化、社会的背景、時代によって異なることがあります。  
現在、「医学モデル」から「**社会モデル**」へ、障害の捉え方が変化しています。

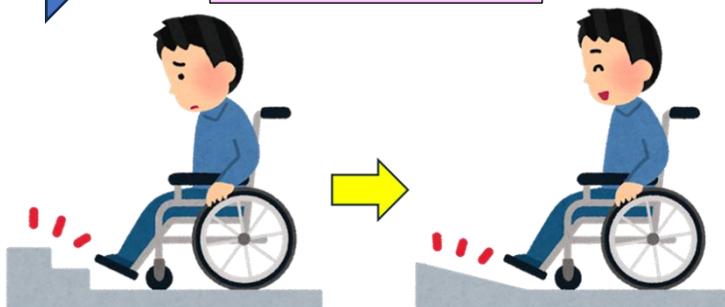
### 「医学モデル」



障害は、病気やけがなどから生じた器質的損傷や機能不全であると捉え、それによる社会生活上の困難は、治療やリハビリで回復・改善をめざすという考え方



### 「社会モデル」



障害児・者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害により起因するものだけでなく、社会の中の様々な障壁と相対することによって生じるという考え方

教師の子どもへのかかわり次第で、現在ある障壁を小さくしたり、子どものもてる力を最大限伸ばしたりする可能性が広がります。

◆「障害の捉え方の変化」について学ぶ

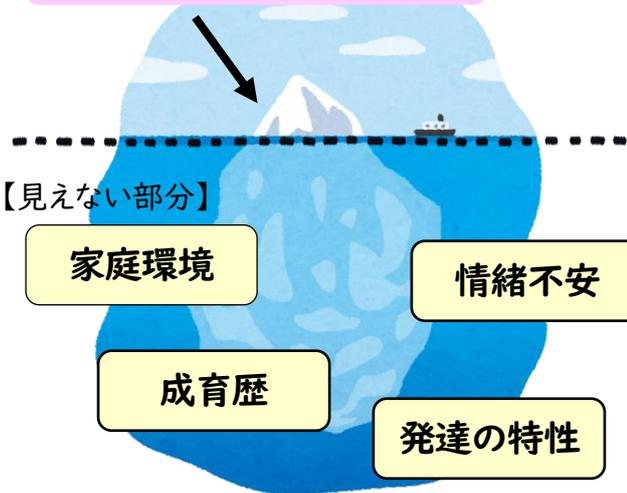
「管理職のための特別支援教育研修コンテンツ②『障害の捉え方の変化』」（県教委 令和7年3月）

## 「冰山モデル」

### 見えているのは子どもの一部

【見えている部分】

見えている子どもの困難さ



【見えない部分】

家庭環境

情緒不安

成育歴

発達の特徴

行動の背景にある理由を把握して、適切な指導、必要な支援につなげていくことが大切

同じように見える姿でも、その子どもの特性や背景が違えば、・・・

【ことばの指示の理解が難しい子どもの場合】

**A児の理由**

指示を順序よく整理することが難しく、見通しをもちにくい

**B児の理由**

指示に対する注意の向け方にムラがあり、聞き漏らす

**C児の理由**

ことばの理解が困難で、複数の指示の記憶が難しい

・「1番〇〇、2番〇〇など、指示に順番を付けて伝える  
・書いて（視覚的に）伝える

・注目を促してから指示を出す  
・短く指示を出す

・本人の理解できる言葉で指示を出す  
・一つずつ指示を出す

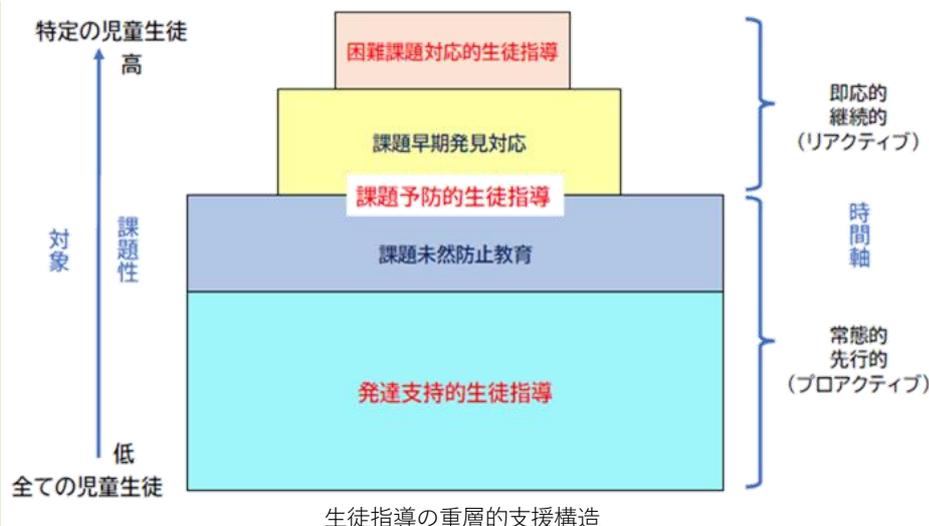
問題の背景によって、必要な手立てが変わる。  
子どもの背景を把握することが大切

# 特別支援教育の視点を生徒指導に生かしましょう

「生徒指導提要」(文部科学省 令和4年12月)には、特別支援教育と共通する考え方や取組が示されています。

## 「発達支持的生徒指導」

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。(中略)教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかけます。(「生徒指導提要」P20)



## 第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導 (P268~P274)

第13章では、発達障害をはじめ、精神疾患、健康、家庭や生活背景など、近年、それぞれの課題とその影響がクローズアップされている内容を取り上げています。これらについては、課題が見えにくい場合も多いため、アセスメントを通じて、的確に気付きと対応を行うよう努める必要があると、されています。

### ◆「13.1 発達障害に関する理解と対応」で取り上げられている、特別支援教育とかかわりのある内容

#### 13.1.1 障害者差別解消法と合理的配慮

#### 13.1.2 発達障害に関する理解

「医学モデル」と「社会モデル」について取り上げられています。

#### 13.1.3 発達障害に関する課題

「氷山モデル」の考え方による、問題の背景の把握や問題への対応の必要性が示されています。

#### 13.1.4 学校における組織的な対応

本ガイドで示す、通常の学級における3層支援の構造や、ポジティブ行動支援の考え方に基づく行動面への対応が示されています。

#### 13.1.5 関係機関との連携

個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携や保護者との信頼関係の構築の必要性が述べられています。

●こちらも参考にしてください。

「教科の指導と生徒指導の一体化～授業の中に「支える」生徒指導を～」

(県教委 令和7年10月)

### 【教員の学び方ガイド】に関する問合せ先

山口県教育庁特別支援教育推進室

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL 083-933-4615

### 【資料のダウンロード】

山口県 特別支援教育推進室



※このガイドは、令和5～7年度文部科学省「発達障害のある児童生徒への支援事業(管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上体制構築事業)」の成果をもとに作成しました。